

第3章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉や自殺対策に関連する動向の整理

(1) 包括的な支援体制の構築・重層的支援体制整備事業の実施

平成29(2017)年に成立した改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を整備することが努力義務として位置付けられました。それに伴い、市町村は具体的な取り組みを進めていくことが求められるようになりました。なお、有識者による「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」(地域共生社会推進検討会)では、①「断らない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの視点が包括的な支援体制の構築において重要であると示されました。

これを受け、令和3(2021)年4月に施行された改正社会福祉法により「重層的支援体制整備事業」が包括的な支援体制の整備を推進するための制度として創設されました。当該事業は、上記の包括的な支援体制の構築において重要である視点も踏まえつつ、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの取り組みを支援の柱としつつ、これらの支援をより効果的・円滑に実施するために、④「多機関協働による支援」、⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業として位置付けられています。

(2) 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の策定

令和4(2022)年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めていくことが基本的な考え方として示されています。

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策として、①成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、②尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善、③権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのほか、④優先して取り組む事項として任意後見制度の利用促進や担い手の確保・育成などが位置付けられています。

(3) 新たな自殺対策大綱の策定

令和4（2022）年10月には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。新たな大綱の中では、自殺対策の総合的な推進にあたって、①生きることの包括的な支援として推進する、②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む、③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる、④実践と啓発を両輪として推進する、⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する、⑥自殺者の名誉及び生活の平穩に配慮するという6つの基本方針が示されています。

また、新たな大綱の見直しのポイントとして、①子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、②女性に対する支援の強化、③地域自殺対策の取り組み強化、④総合的な自殺対策のさらなる推進・強化が強調されています。



2 基本理念

みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野

本市の地域福祉計画、地域福祉活動計画においては、これまでも年齢・性別・障害の有無などに関わらず、すべての市民が地域で自分らしくいきいきと暮らせるよう、市民一人ひとりがつながり、市民・事業所・市社会福祉協議会・市が地域の課題を共有し、解決に向けて協働するまちづくりをめざしてきました。

本計画では、以上の考え方を受け継ぎつつ地域福祉を一層推進するという考え方のもと、第3次計画の基本理念である「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち泉佐野」を基本理念として引き続き設定します。

3 地域福祉の基本目標

基本理念である「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を実現するため、第2章で示した計画の見直しの方向を踏まえ、次の3つの基本目標を設定して、地域福祉計画・地域福祉活動計画に共通する取り組みの柱とします。

基本目標 1

自分らしく生き、 チャレンジできる 地域をつくろう

一人ひとりの自立と挑戦を支え、安心して自分らしく生きることができる地域づくりに向け、総合的な相談支援や権利擁護の取り組み、自立を支える支援など、分野の枠を超えて必要な人に必要な支援を届ける施策・事業を推進します。

基本目標 2

つながり支え合う 地域をつくろう

地域における人と人との顔の見える関係づくりと、日頃からつながり支え合う地域づくりを進めるために、参加・交流の場づくりや支援を必要とする人を地域で支える取り組みを行います。

基本目標 3

みんなで参加する 地域をつくろう

地域活動や福祉活動への積極的な参加のための取り組みや、地域で活躍する人材の育成など、地域福祉活動の活性化に向け、住民参加の拡大に取り組みます。

4 重点項目

これからの地域福祉においては、制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと、いきがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」をめざしていくことが求められます。基本理念の実現に向け、3つの基本目標に基づき実施する施策・事業の中で、特に本計画期間において「地域共生社会」の実現をめざしていく上で、重点的に取り組む分野として、次の2点の重点項目を設定します。

重点項目1：包括的支援体制の整備（丸ごと化）

複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、施策分野の枠を超えた、本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援や、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する参加の支援、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出すための地域づくりの支援、庁内関係各課との連携の一層の強化などを行い、誰も排除されることのない包括的な支援体制の整備に取り組みます。

重点項目2：地域課題解決のための仕組みづくり（我が事化）

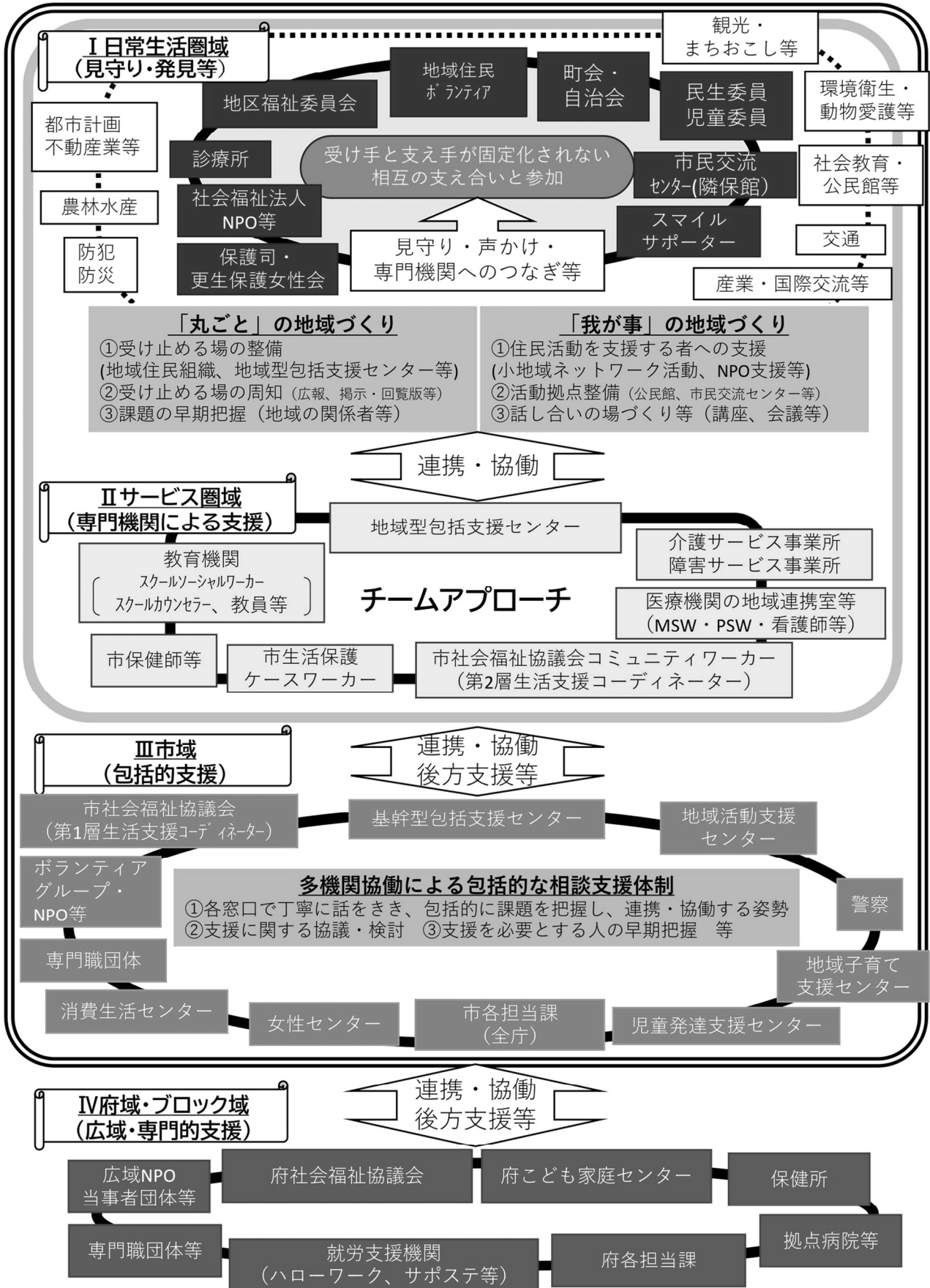
地域福祉施策・事業がより実効性のあるものとなり、地域で生きる様々な人の支えとなるよう、個人・世帯・地域における問題・課題の発見から、市役所庁内関係各課・関係機関・団体における課題意識の共有、多様な主体の連携や地域資源の活用を通じた課題の解決までを見通すことのできる、地域課題解決のための仕組みづくりに取り組みます。

上記2点の重点項目を達成するために、日常生活圏域である1次圏域・サービス提供圏域である2次圏域、市全域を対象とする3次圏域、及び市域よりも広域な府域、泉州圏域などのブロック圏域といった4次圏域を設定し、それぞれの圏域において上記の取り組みを進めます。（⇒次項■包括的支援体制のイメージ図）

あわせて、1次圏域・2次圏域では解決が困難な課題について、3次圏域・4次圏域の機関は、必要に応じて、支援チームの一員となって、支援の方向性と互いの役割についての合意形成と情報共有を行いながら協力して課題解決に取り組むこと（連携・協働）とともに、広域を対象とすることで蓄積される専門的ノウハウの提供や支援者間の調整機能を果たすことで、1次圏域・2次圏域における課題解決能力を高める支援（後方支援）も求められます。今後は、関係機関・団体間の各々の役割や機能についての相互理解や、チームアプローチに関する共通理解の形成にも取り組み、これらの体制の基盤を整えていきます。

■包括的支援体制のイメージ図

泉佐野市における包括的支援体制



5 「持続可能な開発目標（SDGs）」について

「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成27（2015）年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けてめざすべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、目標達成に積極的に寄与していく必要があることから、福祉分野全般に関わる本計画においても、その実現を見据えて取り組みを進めていくものとします。

■関連するSDGsのゴール



目標1【貧困をなくそう】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標3【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【質の高い教育をみんなに】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5【ジェンダー平等を実現しよう】

ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワーメントを行う



目標10【人や国の不平等をなくそう】

国内および各国家間の不平等を是正する



目標11【住み続けられるまちづくりを】

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する



目標16【平和と公正をすべての人に】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17【パートナーシップで目標を達成しよう】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する